

## 領域Ⅱ 安心感の醸成

### 食品表示

目指す姿(5年後)

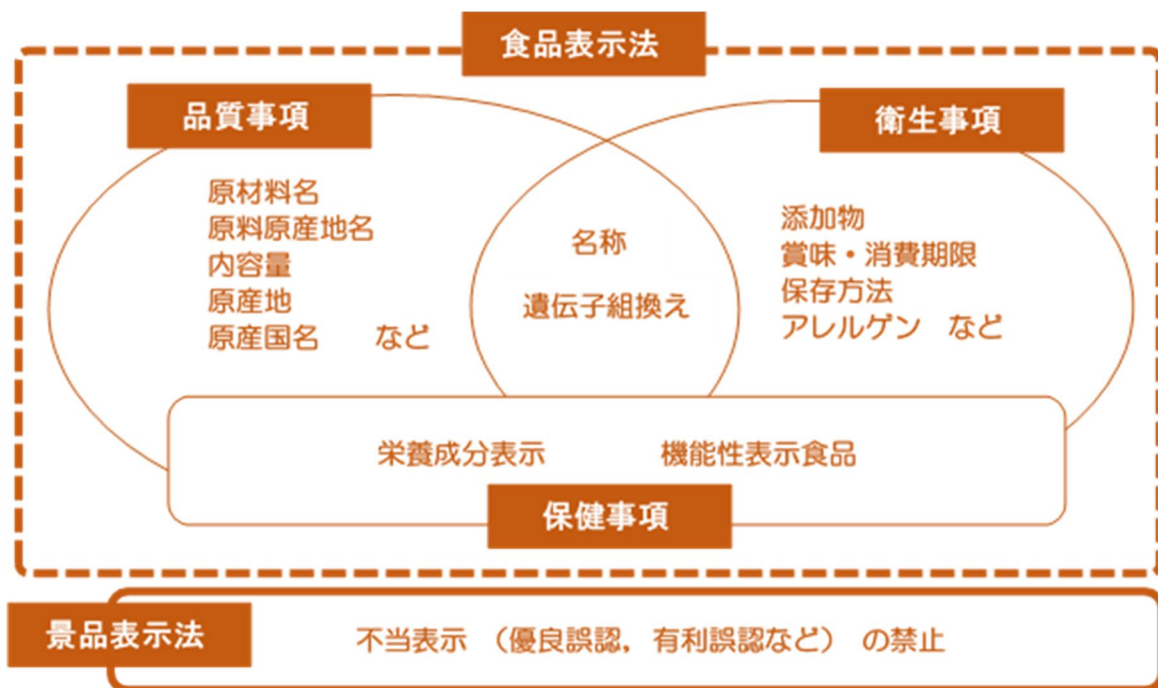
事業者が食品表示法に基づく表示制度を理解し、不適切な食品表示が減少してきており、また、消費者が食品表示を確認する機会が増加し、商品の情報を正確に把握できるようになってきています。

#### 社会情勢

- 食品表示は、消費者が食品を購入するときに、その製品の内容や取扱いを正しく理解し、選択するための重要な情報源であるとともに、万が一事故が生じたときに、原因の究明や製品回収等の行政措置を速やかに行うための手掛かりとなるものです。
- 食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示に関する規定を統合した食品表示法が平成27年に施行され、その経過措置期間が令和2年3月末で終了しました。
- そのため、内容をよく理解したうえで、正しい食品表示を行うよう、事業者に対する監視指導の強化及び周知啓発が必要です。
- これまでは、保健所等が行う食品表示一斉点検において注意を受けた事案のうち、不適正な食品表示の原因は軽微な確認ミスによるものが大半であり、農畜水産物の生産から食品の製造・流通、消費に至る各段階での自主点検を徹底することにより、防ぐことができます。
- 消費者が安心して食品を購入することができるよう、生産者や事業者は、食品表示に関する知識や意識の向上を図り、食品関係法令を遵守し、正しい食品情報を提供するとともに、消費者は提供された食品情報を理解し、活用していくことが重要です。

#### 数値目標

目標	現状 令和元年度	目標 令和7年度
表示違反（不良）による回収件数 （過去3年平均）	18件	8件以下



### 【食品表示法違反の食品の回収報告におけるクラス分類について】

○喫食時の健康危害の危険度によるクラス分類については、次の2分類とされています。

クラスⅠ：喫食により直ちに消費者の生命及び身体に対する危害の発生の可能性が高いもの

- 食品表示法第6条第8項に規定する事項として内閣府令で定める事項のうち、アレルギー（特定原材料に準ずる品目も含む。）、及び L-フェニルアラニン化合物を含む旨に関する表示

クラスⅡ：喫食により消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性があるものであってクラスⅠに分類されないもの

- 食品表示法第6条第8項に規定する事項として内閣府令で定める事項に該当する表示のうち、クラスⅠの対象となる表示事項を除いたもの（保存温度を本来表示する温度より高く表示した場合、消費期限又は賞味期限を本来表示する期限よりも長く表示した場合など）

# 1 食品表示の正確な情報伝達

## (1) 適正な食品表示の推進

- 原材料に由来する食品事故が起こった場合に、速やかに原因を解明するため、生産工程管理の記帳や産地情報の適正な伝達を推進します。
- 不適正表示を防ぐため、食品表示を担当する従事者の意識の向上を図り、食品表示の自主点検の強化を推進します。

### 現状と課題

現状	課題
○ 食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示に関する規定を統合した食品表示法が平成27年に施行され、令和2年3月末に経過措置が終了しました。	○ 新しい食品表示制度を遵守し、正しい表示が行われるよう、生産者、事業者に対して育成講習会等を開催し、周知を行う必要があります。
○ 生産工程管理（GAP）の啓発を行っていますが、導入が一部の生産者や産地にとどまっています。	○ 引き続き、生産者に対し、生産工程管理によるリスク管理を推進する必要があります。
○ 事業者の施設においては、適正な食品表示を推進できる人材の確保に苦慮しています。	○ 事業者に対して食品表示に関する正しい知識を付与する講習を行い、食品等を取り扱う施設において適正な食品表示を推進する核となる人材として、適正表示推進者を育成する必要があります。

### 行政の取組

取組	概要
食品表示制度の周知	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 現場での指導や講習会を通じて生産者に食品表示制度を周知します。</li><li>○ 農畜水産物の名称や産地情報の適正な伝達を推進します。</li><li>○ 事業者を対象に、食品表示に関する法令を網羅した講習会を開催し、食品表示制度を周知します。</li><li>○ 法令改正や国の政策等食品表示制度に関する情報をメール配信し、事業者のフォローアップを行います。</li></ul>
食品表示講習会の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 食品表示を所管する関係機関が、食品の輸入業者、販売者等を対象に、食品表示に関する法令を網羅した講習会を開催します。</li><li>○ 食品表示に関する研修会に講師を派遣します。</li></ul>

取組	概要
適正表示推進者の育成の推進	○ 食品の適正表示推進者育成講習会等を通じ、食品表示の正しい知識を付与し、事業者の中に適正表示推進の核となる人材を育成するとともに、法令改正等のフォローアップを行います。

### 生産者の取組

取組	概要
生産履歴記帳の推進	○ 農業生産団体は、米や野菜の生産履歴記帳運動を進めていきます。 ○ 牛トレーサビリティ法に基づき、耳標の装着、管理を行い、牛の個体管理の徹底を図ります。
食品表示に関する知識の習得	○ 食品関係団体や行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、新しい食品表示制度を中心とした適正な表示に関する知識を習得します。

### 事業者の取組

取組	概要
食品表示の自主点検の強化	○ 「食品表示自主点検の日」を設け、食品表示の自主点検を強化します。 ○ 日々の営業活動においては、産地が変更する場合があるので、産地情報を確認し、適正な表示を徹底します。 ○ 食品表示適正化推進月間事業へ参画し、食品表示、品質表示等の確認業務の自主点検を行います。
表示不備による自主回収等の実施	○ 不適切な表示があった場合には、行政機関への報告を行い、速やかに自主回収等の適切な対応を行います。
食品表示に関する知識の習得	○ 食品関係団体や行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、新しい食品表示制度を中心とした適正な表示に関する知識を習得します。 ○ 育成講習会により適正表示推進者を育成し、フォローアップ講習会により継続して知識を習得します。 ○ 食品適正表示推進者を中心に現地研修や勉強会を行い、適正な食品表示を担う従事者の能力・意識の向上を図ります。

### 取組の活動指標

活動指標	目標値
《行政》食品表示講習会の開催数	10回/年
《行政》適正表示推進者の育成数	50人/年

## 2 食品表示の信頼性の確保

### (1) 食品表示に対する監視指導の充実

- 食品表示法，景品表示法，米トレーサビリティ法等に基づく確認調査や監視指導を行い，食品表示の適正化を推進します。

#### 現状と課題

現状	課題
○ 食品衛生法，JAS法及び健康増進法の食品表示に関する規定を統合した食品表示法が平成27年に施行され，令和2年3月31日に経過措置が終了しました。	○ 新しい食品表示制度を遵守し，正しい表示が行われるよう，生産者，事業者に対する監視指導を実施する必要があります。
○ 本県の食品表示一斉点検では，点検を実施した量販店の3割以上で表示に関する指導を受けています。	○ 事業者が，法令を遵守し，食品表示の自主点検をさらに強化することが必要です。 ○ 食品表示を所管する行政機関が連携した食品表示調査を行うとともに，違法行為に対しては，厳正に対処する必要があります。

#### 行政の取組

取組	概要
食品表示の適正化に向けた産地情報伝達等の確認調査	○ 農畜水産物を生産し，販売する者を対象に，食品の名称・原産地等食品表示の確認調査を実施します。 ○ 農畜水産物を生産し，加工販売する者を対象に，原料原産地等食品表示の確認調査を実施します。
食品表示の適正化に向けた原料原産地等の確認調査	○ 製造・加工業者及び仲卸業者を対象に，原料原産地等の確認調査を実施します。 ○ 小売店舗における食品の名称・原産地等食品表示の確認調査を実施します。
米トレーサビリティ法に基づく産地情報伝達等の確認調査	○ 米，米加工品を取り扱う生産者を対象に，取引の記録の作成・保存及び産地情報の伝達の確認調査を実施します。 ○ 米，米加工品を取り扱う事業者を対象に，米トレーサビリティ法に基づく取引の記録の作成・保存及び産地情報の伝達の確認調査を実施します。 ○ 米・米加工品を取り扱う小売店，外食事業者を対象に産地情報の真正性について調査を実施します。

取組	概要
牛トレーサビリティ法に基づく産地情報伝達等の推進	○ 消費者に産地情報が適切に伝わるよう畜産農家に対して耳標管理の指導を行います。
景品表示法に基づく指導	○ 適正表示についての事業者指導を実施します。
食品表示適正化推進月間の実施	○ 多種多様な食品が流通する12月を「食品表示適正化推進月間」と定め、表示を所管する関係機関が連携して、食品表示の一斉監視等を行います。
食品偽装表示対策チームによる調査	○ 食品表示を所管する行政機関が連携し、食品偽装表示対策チームによる適正な食品表示調査を行うとともに、意図的な違法行為に対しては、警察組織と連携して厳正に対処します。

### 取組の活動指標

活動指標	目標値
《行政》米トレーサビリティ法に基づく確認調査実施率	100% (各年度の監視対象100%以上の件数以上)
《行政》食品偽装表示対策チームによる調査件数	3件/年
《行政》食品表示適正化推進月間の一斉監視施設数	50施設/年

### 食品の適正表示推進者制度のリーフレット

#### 食品の適正表示推進者制度

**食品の適正表示推進者制度の概要**

広島県では、食品事業者が食品表示を正しく行うための支援を行い、自主管理を推進するため、適正な食品表示を推進する核となる人材（食品の適正表示推進者）を育成しています。適正表示推進者を中心とした自主管理により、県民の食品表示に対する信頼を確保します。

**食品の適正表示推進者とは**

適正表示の推進に向けて、中心的な役割を担います。

- ① 取り扱う食品の表示をチェックします。
- ② 他の従業員へ適正表示を啓発します。
- ③ 表示に関する最新情報を収集します。
- ④ 表示内容を消費者へ分かりやすく説明します。
- ⑤ 適正表示を推進する行政施策に協力します。

**食品の適正表示推進者になるには…**

① 広島県又は広島県が指定する団体が開催する「食品の適正表示推進者育成講習会」を受講します。講習会の内容は、次の法令で定める表示の基準や規定等となります。

法律等の名称	表示の主旨	表示事項
食品表示法	【衛生事項】 飲食による衛生上の 危害発生の防止	名称、アレルギー、食品添加物、保存方法、消費期限または賞味期限、製造者氏名、製造所所在地、遺伝子組換え など
	【品質事項】 消費者の商品選択に 資するための情報提供	名称、原材料名、原料原産地名、内容量、食品関連事業者、遺伝子組換え など
健康増進法	【保健事項】 栄養の改善及び健康の 増進	栄養成分の量及び熱量、栄養機能食品、機能性表示食品に関する事項 など
	健康の保持増進効果に 係る誇大表示の禁止	—
不当景品類及び 不当表示防止法 (景品表示法)	虚偽、誇大な表示の禁止	—

② 受講者に、「食品の適正表示推進者証」が交付されます。  
※ 希望者には、随時、食品表示に関する最新情報が電子メールで配信されます。

③ 食品の適正表示推進者として、それぞれの施設で日常管理に努めます。

④ フォローアップ講習会の受講により、最新の情報を得ることができます。

### 食品表示の監視



## (2) 食品表示活用の啓発

- 消費者がより一層安心して食品を購入できるよう、食品表示制度に関する広報を実施し、食品表示に関する知識の習得及び食品の購入時の活用を推進します。

### 現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食品表示は、複雑で分かりにくい状況にあります。</li> <li>○ 消費者が商品を購入する際に、知識不足により、食品表示を十分に活用できていない状況にあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 消費者が食品表示制度を理解できるよう基本的な情報をわかりやすく提供するとともに、食品表示について、学ぶ機会を広く提供する必要があります。</li> </ul>

### 行政の取組

取組	概要
消費者への食品表示制度の広報	○ 食品表示に関するわかりやすい資料を作成し、ホームページ等に掲載します。
食品表示に関する相談対応	○ 食品表示に関する疑問等の相談に対応します。

### 事業者の取組

取組	概要
消費者への相談対応	○ 消費者からの食品表示に関する相談や問合せには、誠実に対応します。

### 消費者の取組

取組	概要
食品表示に関する知識の向上及び実践	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係団体や行政等が開催する講習会・研修会に積極的に参加し、食品表示、品質表示に関する知識を習得します。</li> <li>○ 食品の購入、保存、調理等を行うときには、食品表示を確認し、適切に取り扱います。</li> </ul>
店頭での表示確認	○ 食品表示ウォッチャー制度を活用し、行政と連携して、店頭での表示の確認等を行います。

### 取組の活動指標

活動指標	目標値
《消費者》食品表示ウォッチャーによる調査件数	1,000件/年